

令和3年6月清須市議会定例会会議録

令和3年6月22日、令和3年6月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	11番	岡山克彦
12番	林真子	13番	加藤光則
14番	高橋哲生	15番	八木勝之
16番	伊藤嘉起	17番	岸本洋美
18番	久野茂	19番	白井章
20番	浅井泰三	21番	成田義之
22番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

10番 野々部 享

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	齊藤孝法	
企	画	部	長	河口直彦
総	務	部	長	岩田喜一

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部 長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部 長	加藤秀樹
監査委員事務局 長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課長	後藤邦夫
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
総務部次長兼収納課長	三輪好邦
建設部次長兼土木課長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課長	長谷川久高
建設部 参事	大橋秀一
建設部 参事	兼松俊彦
企業誘致課 長	沢田茂
総務課 長	楢本雄介
財政課 長	服部浩之
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	伊藤嘉規
保険年金課 長	篠田敬幸
生活環境課 長	所邦治
産業課 長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所長	葛山悟
春日市民サービスセンター所長	日比野鋭治
社会福祉課 長	鈴木許行

高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 28 号 清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 議案第 29 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 3 議案第 30 号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第 31 号 工事請負契約（（仮称）新・清洲児童センター新築工事）の締結について
- 日程第 5 議案第 34 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 6 議案第 35 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 4 号）案
- 追加日程第 1 議案第 36 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案
- 追加日程第 1 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 追加日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

(傍聴者 1名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

令和3年6月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

なお、野々部議員より欠席の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

本日の会議に入ります。

お諮りいたします。

当局から、議案第36号 令和3年度清須市一般会計補正予算(第5号)案が提出されております。

この議案については、市長より提案説明を受けた後、職員より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。

また、各常任委員会の委員長から常任委員会の閉会中の継続審査申出書、また、議会運営委員会委員長から議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書がそれぞれ提出されております。

これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認め、日程に追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第6までの案件については、6月11日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順に従いまして、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、14日に開催されました福祉委員会の報告を高橋委員長より求めます。

高橋委員長。

< 福祉委員会委員長(高橋 哲生君)登壇 >

福祉委員会委員長(高橋 哲生君)

議席14番、福祉常任委員長、高橋哲生でございます。

令和3年6月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る6月14日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第30号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「児童扶養手当法の改正により、障害年金等を受給している方の児童扶養手当の支給はどのように変わるのか」との質問があり、当局は、「従来は障害年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当は受給できませんでしたが、児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第30号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 工事請負契約（（仮称）新・清洲児童センター新築工事）の締結について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「児童クラブ1人当たりの面積はどのようになっているのか」との質問があり、当局は、「清洲小学校の児童数は1千17人に対し児童クラブは4クラブ。比較として西枇杷島小学校では、525人に対し2クラブとなっております。1人当たりの必要面積を確保していることから、無理なく児童クラブが運営できるようになっております」との答弁でありました。

委員より、「道路から離れた位置に浄化槽が設置されているが、排水等の問題はないのか」との質問があり、当局は、「建物も大きくなりますが、排水処理等に問題はありません」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第31号 工事請負契約（（仮称）新・清洲児童センター新築工事）の締結については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳出では、子育て世帯生活支援特別給付金について、委員より、「特別給付金の支給日はいつになるのか」との質問があり、当局は、「令和3年7月13日を予定しております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第35号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第29号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案については、当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、福祉常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がございましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問はございませんので、高橋委員長、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

次に、15日に開催されました建設文教委員会の報告を富田委員長より求めます。

富田委員長。

< 建設文教委員会委員長（富田 雄二君）登壇 >

建設文教委員会委員長（富田 雄二君）

議席3番、建設文教常任委員長、富田雄二でございます。

令和3年6月定例会に上程されました議案のうち、当建設文教委員会に付託されました案件につきましては、去る6月15日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第34号 市道路線の認定及び廃止について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「開発のための廃道とのことだが、事業の概要、面積は」との質問があり、当局は、「流通業務施設の予定であり、開発面積約1万7千平米、延床面積約2万3千500平米を計画

しています」との答弁でありました。

委員より、「流通業務施設が計画されているとのことだが、交通量が増えると思われる。その対応はどうなっているのか」との質問があり、当局は、「1日約700台の車両が通行し、大型車は国道302号線の愛宕の交差点を出入りし、住宅地への通行は最小限とする計画であります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第34号 市道路線の認定及び廃止については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「道徳教育支援事業について、愛知県全体で何校が指定されているか」との質問があり、当局は、「令和3年度に指定されたのは、中学校が8校、小学校が10校、幼稚園が2園です」との答弁でありました。

委員より、「この支援事業について、愛知県は今後他校へ展開する予定があるか」との質問があり、当局は、「毎年、県内の学校等が順番に指定されており、今後も継続される予定です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第35号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、建設文教常任委員会に付託された案件について御報告申し上げます。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問はございませんので、富田委員長、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

最後に、16日に開催されました総務委員会の報告を下堂菌委員長より求めます。

下堂菌委員長。

< 総務委員会委員長（下堂 蘭 稔君）登壇 >

総務委員会委員長（下堂 蘭 稔君）

議席 4 番、総務常任委員長、下堂 蘭 稔でございます。

令和 3 年 6 月定例会に上程されました議案のうち、総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る 6 月 16 日午前 9 時 30 分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第 28 号 清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今回、固定資産評価審査委員会条例の一部改正するが、同委員会規定は一部改正する必要はないという理解でよいか」との質問があり、当局は、「規定の改正は、押印廃止等の該当事項がないため、改正の必要はありません」との答弁でありました。

委員より、「本市の審査申出の実績は」との質問があり、当局は、「平成 23 年度と平成 30 年度にそれぞれ 1 件の申出がありました」との答弁でありました。

委員より、「本市に該当する申請書の押印廃止などは 4 月 1 日から施行されているが、この条例の一部改正案の上程が 6 月定例会になった理由は」との質問があり、当局は、「行政不服審査施行令の一部改正が令和 3 年 2 月に施行されたため、3 月定例会への上程に間に合いませんでした。そのため 6 月定例会に上程したものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第 28 号 清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 35 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 4 号）案の所管分について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、基金繰入金について、委員より、「本年度の財政調整基金残高の具体的な見通しは」との質問があり、当局は、「財政調整基金については、これまで年度末の残高が 20 億円を下回ることはないよう確保してきました。令和 3 年度も現在調整中である令和 2 年度決算剰余金等を活用し、同水準の基金残高が確保できる見込みです」との答弁でありました。

委員より、「当初予算から今補正予算まで基金繰入金は増額となっている。普通建設事業費が主な要因だが、今後の見通しは」との質問があり、当局は、「普通建設事業費については特定目的基金などを活用しています。不足する部分は財政調整基金の繰入れも必要になる見込みですが、財政調整基金や特定目的基金への積立ても考慮し、健全な財政運営に努めてまいります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第35号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がございましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問はございませんので、下堂菌委員長、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第29号に加藤議員から反対討論が提出されております。

なお、討論は発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1、 議案第28号 清須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第28号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第29号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤 議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

議案第29号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論を行います。

本条例案は、個人番号カードの発行に係る手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収することとなるため、個人番号カード再交付手数料を廃止するというものであります。

地方公共団体情報システム機構は、もともと制度に関わるシステムの維持管理を行う組織とされ、市町村は住民の個人番号カードの作成・発行する事務を行い、地方自治法が定める手数料に関する事項について条例を定めてきました。

ところが、今回、地方公共団体情報システム機構を地方共同法人から、国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、個人番号カードの発行主体としました。そして、個人番号カードの再発行に係る手数料の位置づけを地方公共団体情報システム機構との委託契約にして手数料を定める規定を不要とし、機構からの委託に基づき、市において徴収していこうとしています。

こうした流れはデジタル社会の形成を図るために国のガバナンスを強化し、マイナンバーカードの利用拡大を通じた情報収集や情報連携の拡大を図り、個人情報の保護よりも個人情報の収集と利用に重点を置いて進めていこうとするものであり、住民の個人情報保護がさらに脅かされるおそれが懸念されるものであります。

よって、議案第29号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案に反対するものであります。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第29号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（八木 勝之君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第30号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第30号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第31号 工事請負契約（（仮称）新・清洲児童センター新築工事）の締結についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第31号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第34号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第34号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第35号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第35号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議 長（八木 勝之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第1、議案第36号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市 長（永田 純夫君）

それでは、本日、追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第36号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第5号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることに伴い、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対する支援として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するため所要の補正を行うものでございます。

補正額は445万1千円を追加し、予算の総額は284億1千806万1千円となります。

詳細につきましては担当から説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（八木 勝之君）

それでは、追加日程第1、議案第36号について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

本日、追加上程しました令和3年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第36号

令和3年度清須市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度清須市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万1千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ284億1千806万1千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月22日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額445万1千円です。

右側の3ページは歳出です。

3款民生費、3項生活保護費、補正額445万1千円です。

1枚はねていただきまして、色紙で補正予算に関する説明書になります。

あと3枚はねていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額445万1千円、3節生活保護費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者自立支援金支給事業）の新規計上です。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、補正額445万1千円、11節役務費と19節扶助費です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金費の新規計上です。それぞれ事務費が1万1千円、支給費が444万円で、財源は、全額国庫負担となります。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることに伴い、新たな就労や生活保護の受給に結びついていない一定の要件、収入や財産、ハローワークでの面接などが要件となります。これら一定の要件を満たす生活困窮世帯の自立支援につなげるため、生活困窮者自立支援金を支給するものです。支給額は、単身世帯が1月当たり6万円、2人世帯が8万円、3人以上が10万円で、7月から8月末までの間、申請を受け付け、支給期間は3か月です。

議案第36号 令和3年度一般会計補正予算（第5号）案の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

追加日程第1、議案第36号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

議席13番、加藤光則です。

質問します。

今回、補助金が生活保護費補助金ということで445万1千円組まれたということであります。それでお聞きしますが、支給期間が7月以降の申請日から3か月ということで、今、言われたわけですけども、あまり日にちもないわけです。この445万1千円の組まれた、国のほうが決めたのか、市が申請してこうなってるか分かりません。この辺の額の内容について、どういうふうに決められたのかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長の鈴木でございます。

当市におきまして、貸付けのほうを終了してみえる世帯の方が27世帯お見えになります。国の示すモデル積算数値7割を使用して、19世帯程度の方を想定して予算を組ませていただきました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

貸付けが27世帯あって、7割を想定したということであります。これについては予算が限られているわけですけども、例えば、この7割を超えたような場合についても対応をきちっとする

という理解でよろしいでしょうか。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

財政課のほうとも協議させていただきまして、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（八木 勝之君）

ほかに質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第36号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がございました。

このことについて、各常任委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

追加日程第3、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がございました。

このことについて、議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年6月清須市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたる御審議、大変御苦勞さまでございました。

(時に午前10時03分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年6月22日

議 長 八 木 勝 之 _____

署名議員 伊 藤 嘉 起 _____

署名議員 岸 本 洋 美 _____